

令和4年度

香川県森林審議会議事録

令和5年1月

香川県森林審議会

令和4年度 香川県森林審議会議事録

1 開催日時 令和5年1月24日(月) 14時00分～15時25分

2 開催場所 香川県社会福祉総合センター7階 特別会議室

3 出席者等

(1) 出席委員

伊藤文紀	大森沙織里	勝浦敬子
久保月	栗田隆義	志賀照幸
白井章江	東川政富	樋口浩良
増田拓朗	真鍋有紀子	道久工

14名中12名出席(五十音順)

(2) 欠席委員

大西えい子 宮本欣貞

(3) 事務局

環境森林部	部長	木村士郎
環境森林部	次長	久保幸司
みどり整備課	課長	竹本雅晴
みどり整備課	副課長	藤崎健治
みどり整備課	課長補佐	渡部剛
みどり整備課	主任	阿部佑平
みどり整備課	主任	松下公三朗
みどり整備課	技師	西岡瞳
みどり保全課	課長	渡邊美明
みどり保全課	副課長	鷺岡義晴
みどり保全課	課長補佐	山津宙行
小豆総合事務所	環境森林課長	片岡義博
東部林業事務所	所長	神高洋一
西部林業事務所	所長	高尾勇一郎
森林センター	所長	松尾直睦
森林センター	主任	近藤真弓

4 議事録署名委員指名

審議会運営要綱第5の規定に基づき、樋口議長が志賀委員と道久委員を指名した。

5 会議に付した議案及び報告案件

(1)第1号議案 香川県森林審議会会長の選任等について

(2)第2号議案 香川地域森林計画の変更について

(3)報告案件

・保安林転用解除及び林地開発許可状況について

6 会議に付した議案の審議結果

(1)第1号議案 香川県森林審議会会長の選任等について

○ 森林法第71条の規定に基づき、委員の互選により樋口委員が会長に選任された。

○ 森林法施行令第7条の規定に基づき、会長が新しく就任した委員の所属部会を指名した。

[森林転用調整部会]部会長 増田拓朗

部会委員：大西えい子、大森沙織里、栗田隆義、白井章江、東川政富、樋口浩良

[森林病虫害等防除部会]部会長 伊藤文紀

部会委員：勝浦敬子、久保月、志賀照幸、真鍋有紀子、道久工、宮本欣貞

(2)第2号議案 香川地域森林計画の変更について

香川地域森林計画書（変更）案は、原案のとおり議決された。

7 議事の経過

別紙のとおり

司会
(藤崎副課長)

定刻が参りましたので、ただいまから、香川県森林審議会を開催いたします。本日、会議の進行を努めさせていただきます、みどり整備課の藤崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

開会にあたりまして、木村環境森林部長より御挨拶申し上げます。

木村部長

香川県環境森林部部長の木村でございます。
開会にあたりまして、一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、また、大変寒い中、御出席いただき、誠にありがとうございます。

また、日頃は、本県の森林・林業行政をはじめ、県政各般にわたり、格別の御理解と御協力を賜っていますことに、厚くお礼申し上げます。

当審議会は、知事の諮問を受け、地域森林計画の樹立又は変更、林地開発の許可に関する事項、保安林の指定・解除に関する事項、森林病虫害等の防除に関する事項などを審議いただく、森林法に基づく重要な機関でございます。

委員の皆様方には、昨年 11 月の改選に当たり、委員御就任を快くお引き受けいただき、改めて感謝申し上げます。

御承知のように、森林は、山地災害の防止や水源の涵養、二酸化炭素の吸収源など多様な公益的機能を有しており、私達の暮らしに欠かせない大切な役割を担っています。

県では、令和 3 年 10 月に、森林をはじめとする「みどり」に関する施策の基本方針となる「香川県みどりの基本計画」を策定し、「みんなで育て、活かす、みどり豊かな暮らしの創造」を基本目標に掲げ、「森林整備と森林資源循環利用の推進」、「暮らしを支えるみどりの充実」、「県民総参加のみどりづくり」の 3 つを基本方向として様々な施策の推進に取り組んでいるところであります。

本日、御審議をいただく「香川地域森林計画」は、全国森林計画に即して、本県の森林に関する施策の方向性や、地域特性に応じた整備及び保全の目標等を明らかにするとともに、市町の計画策定の指針となる計画であります。

本計画は、令和 2 年 12 月に樹立をし、令和 3 年 4 月を計画始期とする 10 か年の計画であります。本年度の調査により、計画の対象とする森林の現況等に変動があったことを踏まえ、その計画内容を一部変更しようとするものです。

委員の皆様方におかれましては、専門的なお立場から忌憚のない御意見を賜りますよう、御審議のほど、よろしく願い申し上げまして、開会に当たりましての私からの御挨拶とさせていただきます。

司会
(藤崎副課長)

まず初めに、本審議会は、11月の委員改選に伴いまして、新しい委員に御就任いただいておりますので、各委員を御紹介させていただきます。

香川大学農学部教授 伊藤文紀 様
香川大学教育学部特命教授 大西えい子様は所用によりご欠席の連絡をいただいております。

香川県建築士会会員 大森沙織里 様
NPO グリーンコンシューマー高松代表 勝浦敬子 様
(株)tao.代表取締役 久保月 様
まんのう町長 栗田隆義 様
四国森林管理局 香川森林管理事務所所長 志賀照幸 様
NPO 法人 どんぐりネットワーク会員 白井章江 様
香川県林業普及協会会長 東川政富 様
香川県木材協会会長 樋口浩良 様
香川大学名誉教授 増田拓朗 様
香川経済同友会常任幹事 真鍋有紀子 様
香川県森林組合連合会 代表理事専務 道久工 様
香川県森林協会会長 宮本欣貞様は所用によりご欠席の連絡をいただいております。

議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

本日お配りしていますのは、

- 次第
- 配席図
- 委員名簿
- 森林審議会運営要綱
- 森林審議会の根拠法令等

また、審議会資料としましては、資料一覧のとおり、

- 香川地域森林計画書(変更)案
- 資料1 香川地域森林計画の変更について
- 資料2 香川地域森林計画書新旧対照表
- 資料3 令和4年度香川県森林審議会参考資料
- 資料4 林道計画位置図
- 資料5 用語解説
- 資料6 保安林転用解除及び林地開発許可状況

以上でございます。

不足している資料がございましたら、お申し出ください。

なお、申し遅れましたが、本日御出席いただいております委員は、14名中12名で、当審議会運営要綱の3に規定しています定足数の過半数を満たしておりますので、この会が成立していることを御報告いたします。

<p>司会 (藤崎副課長)</p>	<p>会次第議事にあります「香川地域森林計画の変更について」に関して、森林法第6条第3項の規定により「知事は、地域森林計画の案について、森林審議会の意見を聴かなければならない」とされていますことから、1月20日付けで、香川地域森林計画（変更）案について、知事から審議会に対し、諮問させていただきました。</p> <p>それでは、議事に入らせていただきます。</p> <p>第1号議案「香川県森林審議会 会長の選任等について」です。</p> <p>今回は、委員改選後、初めての審議会でございますので、森林法第71条「森林審議会の会長は、審議会委員が互選した者をもって充てる。」の規定により、会長の選任をお願いしたいと思います。</p>
<p>東川委員</p>	<p>今回は会長の御経験のある樋口委員さんをお願いしたらと思います。</p>
<p>司会 (藤崎副課長)</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただいま、東川委員から、樋口委員を御推薦いただきましたが、皆様いかがでしょうか。</p>
<p>全委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>司会 (藤崎副課長)</p>	<p>異議がないようですので、樋口委員に会長をお願いしたいと思います。</p> <p>樋口会長、会長席にお移りいただき、御挨拶をいただきたいと存じます。</p>
<p>樋口会長</p>	<p>只今ご指名いただきました香川県木材協会の樋口でございます。</p> <p>何分不慣れではありますが、御協力をよろしくお願いいたします。</p>
<p>司会 (藤崎副課長)</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>当審議会には、運営要綱第8の規定に基づき、「森林転用調整部会」と「森林病虫害等防除部会」の2つの部会が設置されています。</p> <p>各委員の所属部会の指名については、森林法施行令第7条の規定に基づき会長が定めることとなっています。新たに御就任いただいた委員の所属部会について、樋口会長から指名をお願いします。</p>
<p>樋口会長</p>	<p>それでは、規定により私の方から指名させていただきますので、事務局から所属部会一覧の配布をお願いします。</p> <p>まず、「森林転用調整部会」の委員ですが、大西委員、大森委員、栗田委員、白井委員、東川委員、増田委員 をお願いしたいと思います。</p> <p>なお、私も当部会に所属いたします。</p> <p>また、部会長については、増田委員に引き続きお願いしたいと思います。</p>

<p>樋口会長</p>	<p>次に、「森林病虫害等防除部会」ですが、伊藤委員、勝浦委員、久保委員、志賀委員、真鍋委員、道久委員、宮本委員 をお願いしたいと思います。</p> <p>また、部会長については、伊藤委員に引き続きお願いしたいと思います。</p> <p>以上のとおり、各7名ずつを御指名申し上げますので、それぞれのお立場で御審議を賜りたいと存じます。</p> <p>また、今回、委員改選後はじめての審議会ですので、森林審議会公開要領及び森林審議会傍聴要領について改めて確認したいと思います。</p> <p>お手元の資料で、香川県森林審議会運営要綱等をホッチキス止めしたものを御覧ください。この中で、1枚目表の運営要綱7の規定に基づき定めています1枚目裏の公開要領と、公開要領第5に基づき定めています2枚目表の傍聴要領については、引き続き同じ内容の要領で運用したいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
<p>全委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>樋口会長</p>	<p>それでは、そのようにさせていただきます。</p>
<p>司会 (藤崎副課長)</p>	<p>以上で、第1号議案「香川県森林審議会 会長の選任等について」は終了いたしました。本審議会の公開、非公開については、森林審議会公開要領の第2に「審議会は、原則公開とする。」と規定されていますので、第2号議案以降の審議については、公開とさせていただきます。</p> <p>本日の審議会の開催を一般の皆様にも周知いたしましたところ、傍聴希望者はいないことを報告申し上げます。</p> <p>それでは、第2号議案からの議事進行については、当審議会運営要綱の2に「会長が会議の議長となる。」と規定されていますので、樋口会長にお願いいたします。</p>
<p>樋口会長</p>	<p>それでは早速ですが、私の方で議事を進めさせていただきます。</p> <p>まず、第2号議案の審議に入ります前に、当審議会運営要綱の5に基づき、本日の審議会の議事録に署名していただく委員を指名させていただきます。</p> <p>恐れ入りますが本日は志賀委員と道久委員をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、香川県知事より諮問を受けています議案の「香川地域森林計画の変更について」審議に入りたいと思います。事務局より説明をお願いします。</p>

事務局
(竹本課長)

それでは、議案「香川地域森林計画の変更について」御説明いたします。
お手元の資料1「香川地域森林計画の変更について」を御覧ください。

1 ページ目の「1 香川地域森林計画の位置付け」についてですが、全国的な計画として森林・林業基本法に基づき、我が国の森林林業施策の基本的な方針を定める森林・林業基本計画と、森林法に基づき、森林・林業基本計画に即して農林水産省が策定する全国森林計画があります。

この全国森林計画に即して、国有林については森林管理局が地域別の森林計画を策定し、民有林については都道府県が地域森林計画を策定することとなっています。また、都道府県の地域森林計画に沿って市町村が市町村森林整備計画を策定することとなっています。

都道府県の地域森林計画は、森林法第5条第1項の規定に基づき、10年を1期とする計画を5年ごとにたてることとなっており、伐採・造林・林道・保安林の整備目標等を定めるとともに、市町村森林整備計画の指針となるものです。

現行の香川地域森林計画は、令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間の計画となっています。

「2 香川地域森林計画の変更理由」を御覧ください。

本年度の調査により、計画の対象とする森林区域面積等の変更が生じたことから、森林法第5条第5項の規定に基づき、見直しを行うものです。

2 ページ目の「3 香川地域森林計画の変更の手続き」を御覧ください。

(1) 計画(変更)案の作成及び公告・縦覧については、森林法第5条第5項の規定に基づき作成した香川地域森林計画(変更)案について、県民の意見を聴くため、森林法第6条第1項の規定に基づき、令和4年12月16日から令和5年1月16日までの約30日間、本計画書(変更)案を公衆の縦覧に供しました。

(2) 各市町・森林管理局への意見聴取については、関係機関の意見を聴くため、縦覧期間が満了した後、森林法第6条第3項の規定に基づき、県内全市町及び国有林を管轄する四国森林管理局などに意見照会を行いました。

こうした手続を経て、香川地域森林計画(変更)案をまとめ、森林審議会に諮問したものであり、本日、御審議いただくものです。

香川地域森林計画(変更)案の具体的な内容については、担当から御説明します。

事務局
(渡部課長補佐)

それでは、香川地域森林計画（変更）案 について、御説明します。
資料 1 の 2 ページ目、「4 香川地域森林計画（変更）の概要」を御覧ください。

計画事項のうち、現行の計画との変更点について御説明します。
主な変更点としましては、本年度の調査による計画対象森林区域面積の変更、森林の土地の保全に特に留意すべき森林の面積の変更及び林道の開設及び拡張に関する計画量の変更の 3 点です。

1 点目は、森林計画区域面積等の変更についてです。
資料 1 の 2 ページ目、4（1）計画区域面積等の変更を御覧ください。

本年度、東讃森林調査区を中心に森林計画区域面積の見直しを実施し、地籍調査の結果や、現況調査の結果、並びに林地開発等の完了による森林以外への転用などを反映させて、地域森林計画対象民有林面積の修正を行った結果、現行計画において 79,245ha であった森林面積が 79,252ha となり、7ha 増加しています。

市町ごとの面積及びその増減については、資料 1 の 3 ページ目、【参考】「計画対象森林面積 対比表」にまとめています。

現況調査により、森林の面積が精査された結果を今回の調査で反映させたことが、面積が増加した主な要因です。

2 点目は、森林の土地の保全に留意すべき森林の面積の変更についてです。

資料 1 の 2 ページ目、4（2）「森林の土地の保全に特に留意すべき森林の面積の変更」を御覧ください。

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林としては、土砂崩壊防備及び土砂流出防備、水源かん養の保安林、保安施設地区、砂防指定地及び急傾斜崩壊危険区域内の森林を指定していますが、善通寺市等において、土砂流出防備の保全が必要として、新たに機能を追加した保安林の指定等があったため、現計画において、20,028ha であった面積が 20,170ha となり、142ha 増加するものです。

現行計画との変更点の 3 点目は、計画量の変更についてです。
資料 1 の 2 ページ目、4（3）計画量の変更を御覧ください。

林道および治山事業に関しては、今後の事業予定をふまえて計画量の変更を行っています。

その他、「森林計画区の概況」に関する記載について、最新の状況に合わせて、社会経済的背景や、森林・林業の動向等を時点修正しています。

<p>事務局 (渡部課長補佐)</p>	<p>以上が、香川地域森林計画について、現行計画との主な変更内容です。</p> <p>その他の、変更計画と現行計画との変更点については、資料2の「香川地域森林計画書 新旧対照表」で御確認ください。</p> <p>以上の内容で、別冊の「香川地域森林計画書（変更）案」を作成し、本審議会に提案させていただいています。</p> <p>なお、資料3及び4については、本審議会の開催の都度、配付させて頂いている参考資料ですので、説明を省略いたします。</p> <p>以上をもちまして、香川地域森林計画の変更についての説明を終わります。</p>
<p>樋口会長</p>	<p>ただ今、事務局から説明がありました内容について、御意見、御質問がありましたら、御発言いただきたいと思えます。</p>
<p>増田委員</p>	<p>資料1の土地の保全に特に留意すべき森林の面積が142haとかなり増加しており、特に善通寺市で約100ha増加しています。何か特別なことがあったのか、その理由を詳しく教えていただければと思います。</p>
<p>事務局 (渡部課長補佐)</p>	<p>治山事業の関係で、善通寺市で約100haが土砂流出防備保安林に指定されました。これは、一つの地番が100ha近くある大きな地番で、その地番において全筆指定をしたことで、大きく増えています。その他、東かがわ市でも同じように約28ha、観音寺市で約8ha、その他市町で約6ha増えた結果、全部で約142ha増加しています。</p>
<p>増田委員</p>	<p>分かりました。</p> <p>もう1点、発言させていただきます。</p> <p>本計画（変更）の新旧対照表4ページ目における林業の動向等の1行目に、本県の林業産出額は全国の1.0%とありますが、木材生産額だけでいうともっと少ないと思えます。森林が少ない本県における木材生産等の状況がどうなっているのか、県としてどのような方向に持っていくべきか等、本県の森林・林業が分かるように記載していただきたいです。</p>
<p>事務局 (竹本課長)</p>	<p>来年度の変更に向けて、本県の森林・林業の動向が分かるような書き方を検討してまいりたいと思えます。</p>
<p>伊藤委員</p>	<p>資料1の4(2)土地の保全に特に留意すべき森林について、142ha増加し、善通寺市での増加が主なものということですが、新旧対照表の第7表をみると、現行計画で善通寺市が約145haあったものが、変更計画で約50ha、約90haと分割して記載されています。これはどこの部分が増加しているということでしょうか。</p>

<p>事務局 (西岡技師)</p>	<p>新旧対照表の別表 7 に記載している市町別の制限林の所在および面積は、保安林や保安施設地区および砂防指定地等の指定の重複を含めて種別で記載しているものです。今回の善通寺市の保安林の指定に関しては、元々保健保安林に指定されていた森林に関して新たに土砂流出防備の保安林が指定されたものであり、保安林自体が増えたのではなく、保安林の機能が追加されたものです。</p>
<p>伊藤委員</p>	<p>分かりました。</p>
<p>樋口会長</p>	<p>他にございませんか。 それでは、本日の審議を踏まえて、香川県地域森林計画変更の内容について、御異議はないようでございますので、案のとおり承認させていただき、その旨、香川県知事に答申したいと存じます。</p> <p>続きまして、地域森林計画に関わる今後の手続きについて、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (渡部課長補佐)</p>	<p>承認いただきました「香川地域森林計画書（変更）案」については、今後、農林水産大臣への協議を行い、大臣の同意を得て、2月末までに香川地域森林計画を決定し、公表する予定です。</p>
<p>樋口会長</p>	<p>続きまして、議題 3 報告案件の「保安林転用解除及び林地開発許可状況について」事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (山津課長補佐)</p>	<p>それでは、「保安林転用解除及び林地開発許可の状況について」ご説明いたします。 資料 6 をご覧ください。 最初に、当会議において報告する事項について、あらためてご説明いたします。</p> <p>まず、森林審議会森林転用調整部会の運営方針の第 2 の 1 の規定により、審議の対象となる事項は、『森林の開発行為の許可及び保安林の転用解除を伴う開発行為のうち、国又は地方公共団体によって行われるものを除く。』とされています。</p> <p>また、同方針の第 2 の 2 により、保安林の転用解除に係る面積が 1 ha 未満の事案、及び、保安林以外の森林について開発行為に係る面積が 5 ha 未満の事案については、『知事が特に必要と認める場合を除き、森林転用調整部会における個別審議を省略する』とされており、また、同方針の第 2 の 3 により、これらの事案については、『解除及び許可の決定後に開催する会議で報告すること』とされていますので、当会議においてご報告させていただきます。</p>

事務局
(山津課長補佐)

資料6の1の報告事項をご覧ください。

今回ご報告させていただく対象の期間については、昨年の森林審議会において報告した期間の翌日である、令和3年12月8日から、令和4年12月28日までとしています。

資料6の2をご覧ください。

保安林の転用による解除については、国又は地方公共団体以外の民間事業者により行われたものが無いことから、今回報告する案件はありません。参考までに、国又は地方公共団体で行われた保安林の転用による解除は、1件ありました。

続きまして、資料6の3をご覧ください。

林地開発については、開発をする森林の面積が1haを超える場合に知事の許可が必要となります。

今回の報告期間におきましては13件の許可を行っています。

表をご覧ください。

許可を行った日付の順に、左端の欄に番号をふり、それぞれについて、新規の許可と変更許可の別、申請者、開発森林の所在場所、開発森林面積、開発目的、許可期間を記載しています。

種別の欄をご覧ください。新規で許可した案件が、4番、7番、9番の3件あります。

4番の株式会社パブリックの案件は、別の事業者が産業廃棄物処分場の設置を目的に平成13年から林地開発を行い平成24年に完了した区域を含めて、産業廃棄物最終処分場の設置を目的に、区域を拡大して新たに申請があったものです。これについては審査を行った上、令和4年3月31日に許可したものです。

7番のシンコユニ株式会社の案件は、平成31年4月26日に新規の許可を行っていましたが、事業者から、期限である令和4年3月31日までに変更申請がなされず、このため開発行為ができなくなっておりましたが、その後、令和4年5月25日付けで申請があったことから、内容の審査を行い、新規の扱いとして、同年6月17日に許可したものです。

9番のネクサス総合開発株式会社の案件は、綾川町粉所東において、同者が開発森林面積1ha以下で土砂埋立て事業を行っていましたが、面積を拡大し、1haを超える面積で事業を継続することを目的に林地開発許可申請があり、審査を行い、令和4年6月29日に許可したものです。

事務局
(山津課長補佐)

次に、変更許可を行った案件が 10 件あります。

変更許可の手続きは、香川県林地開発許可制度実施要領に基づき、開発行為の目的変更や、開発森林面積の 0.3ha 以上の変更、開発行為期間の延長など、変更の内容が重要とみなされる場合に必要となるものです。

12 番の株式会社富士クリーンの案件については、開発中の廃棄物処理施設の増設を目的に開発区域を拡大し、開発行為期間の延長を行うもので、内容を審査したところ、開発森林の変更増面積が 9.92ha と、森林審議会の運営方針の規定である 5ha 以上であったことから、森林転用調整部会における個別審議を行ったものです。

審議の概要については、林地開発行為の変更許可において、昨年 8 月 2 日付けで知事から森林転用調整部会長へ諮問し、同月 31 日に森林転用調整部会を開催し、部会委員の皆様へ、開発に伴う影響について専門的見地から個別審議を行っていただいた結果、9 月 20 日付けで同部会長から「林地開発行為の変更を許可することに異議はない。」との答申がされたものです。

また、森林法の規定に基づき、開発の内容について、開発場所の管轄町である綾川町の意見も聴いたところ、開発行為の変更許可について特段の問題は無かったことから、同年 9 月 29 日に許可をしました。

なお、森林転用調整部会における答申において、「開発行為による災害が発生しないよう、県は事業者の開発状況を適宜把握し、必要に応じて適切な指導を行うこと。」との付帯意見をいただいておりますので、県としては、当意見に十分留意し、今後も引き続き、適宜監視を行うとともに、適切な指導を行っていきたいと考えています。

その他の案件については、主に開発行為期間の延長を変更理由とした内容の申請ですが、それぞれ、重要な変更には該当しない軽微な変更を含んでいることから、内容の審査を行い、許可を行っています。

次のページにこれら林地開発許可の位置を表示していますので、ご参照ください。

なお、当報告期間における許可中の件数としては全体で 68 件、森林面積では約 426ha となっています。68 件の内訳は、主な開発目的別で、約 7 割の 46 件が採石事業の認可に基づく土石の採取、以下、土砂採取が 4 件、残土埋立てが 11 件、廃棄物処分場が 6 件、その他事業場が 1 件となっています。年度別の許可件数の推移では、平成 27 年度末において 76 件、令和元年度末で 70 件でしたので、傾向としては減少傾向にあると言えます。

また、令和 4 年 9 月に国において森林法施行令が改正され、令和 5 年 4 月から、太陽光発電設備の設置を目的とする開発については、開発行為の規模が 0.5ha を超えるものについて許可制度が適用されることとなっています。

事務局 (山津課長補佐)	<p>このため、県においては、国の運用細則の改正に合わせ、今後、審査基準の改正を行うこととしています。</p>
	<p>今後も引き続き、保安林解除と林地開発許可について、適正な執行に努めていきたいと考えています。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
樋口会長	<p>ただいま事務局から説明がありました内容について、御質問および御意見がございましたら、お願いします。</p>
樋口会長	<p>転用部会で(株)富士クリーンの審議をしたのち、新聞で産廃施設の騒音問題等について取り上げられていました。開発許可については、審議会では報告を受けるのみなのではないでしょうか。諮問等はないのでしょうか。</p> <p>また、開発許可したところの伐採後の造林や、保安林の近くでの施設設置等疑問に思った点があります。それらについてご説明いただきたいと思います。</p>
事務局 (山津課長補佐)	<p>森林法に基づき、5ha以上の森林の開発については個別に審議いただくことになっています。また、産業廃棄物設置自体の許可については、他部署の審議会ですべて審議を行っています。</p> <p>現場の状況は、6か月に1度報告することを義務付けています。廃棄物対策課と合同で監視を行い、必要に応じて指示・指導を行っています。</p>
増田委員	<p>転用部会でも言ったとおり、開発工事関係の大型車両による住民や道路の影響等をふまえて調査や監視をしていただきたいと思います。</p>
事務局 (山津課長補佐)	<p>引き続き、適切に行ってまいりたいと考えます。</p>
樋口会長	<p>他に意見はありませんでしょうか。</p> <p>特に御意見のないようでございますので、続きまして、「3 その他」について、事務局から何かございませんか。</p>
事務局 (渡部課長補佐)	<p>事務局からは、特にございません。</p>
樋口会長	<p>せっかくの機会ですので、委員さんのご意見をお願いしたいと思います。</p> <p>真鍋委員さん、何かご意見ありますでしょうか。</p>
真鍋委員	<p>建設関係の仕事をしています。県産材の流通に関して、何かできることがないかと考えていきたいと思っています。</p>

樋口会長	東川委員さん、どうですか。
東川委員	計画（変更）案の中で、令和3年度の搬出量と伐採立木材積を1年間分に換算したものと乖離があるのはなぜでしょうか。用材に使えないものも含んでいるのでしょうか。
事務局 （竹本課長）	この搬出量は、県が製材所等から聞き取りをした数字であり、用材等として取引された木材の量です。伐採立木材積の計画量は、立木全体の材積を記載しており、実際に使われるかは別として、伐採の目標を定めたものです。
樋口会長	令和3年度は、建築材に使えるような用材が、約3,000 m ³ 出てきたということですね。令和4年度分は、約10,000 m ³ 出てきていると聞いています。
事務局 （竹本課長）	計画書に記載している県産材の搬出量は、民有林のみについてですが、国有林からの搬出量も併せると、令和4年度は10,000 m ³ を超える材が搬出されています。
樋口会長	県産材の利用をよろしく願いいたします。 続いて久保委員さん、何かありませんか。
久保委員	さぬきおもちゃ美術館の運営をしており、館内で木育をしたり、県産材を使った家具を使用したりして、お客様に楽しんでいただいています。県産材を使った家具を作る方に話を聞くと、香川県の木は細いので、家具に利用するには木を繋ぎ合わせる必要があると言っていました。それはそれで味が出て面白いと思いました。 また、雑誌の編集の関係で香川県の文化財に関心を持っています。神社や寺の補修用の材が香川県産材でまかなえるような循環利用が出来れば良いと思いました。
樋口会長	大森委員さん、どうですか。
大森委員	木造塾に参加しており、香川県産材を使用できればと考えていますが、県産材を使うときに、仕入れ先や、用法等で使いづらいところがあります。もう少し分かりやすくなれば良いと思います。
樋口会長	道久委員さん、どうですか。
道久委員	県産材は、用材として使用できるまでに成長しています。仕入先等について、香川県では、原木の市場がないため、需要があったときにすぐに間に合わないことがあります。

道久委員	<p>そのため、設計の段階から、山側と情報共有しながらやっていくと間に合うと思います。</p> <p>また、県産材が高いという話を聞きますが、原木価格はどこも変わりません。製品になったときに値段が変わってきます。是非とも、山側と情報共有しながら設計していただければと思います。</p> <p>また、担い手について、農業大学校に林学コースを作ることとなっております。若手に参入していただければと考えています。</p> <p>給料面の問題ですが、皆様に県産材を活用していただければ、山側にも還元されるのではないかと考えています。</p>
樋口会長	白井委員さん、どうですか。
白井委員	<p>消費者として、県産材を使って、山が元気になればいいと思っています。木と触れ合えるさぬきおもちゃ美術館のような施設を応援したり、子供たちへ普及していったりしていければと思っています。</p>
樋口会長	はい。勝浦委員さん、どうですか。
勝浦委員	<p>資料6について、開発許可の年数が3年などと決まっているのでしょうか。また、1つの申請で多種の開発目的を許可しています。目的ごとに分けて整理できないのでしょうか。</p>
事務局 (山津課長補佐)	<p>森林法上で林地開発の期間についての決まりはありませんが、採石法等の他の関係法令で3年と決まっているので、それに合わせて3年としています。</p> <p>廃棄物処分場の設置については、他課が廃掃法という法律で許可を行っており、みどり保全課としては、許可をする上での工程表を確認し、適正に施工できるか等を見られるよう、林地開発の期間を定めています。</p> <p>開発目的については、林地開発許可申請書に記載されている目的を記載しています。広い面積で開発を行う場合、1事業地で様々な目的の施設等を設置しており、分けて整理するのは難しいと考えます。</p>
樋口会長	志賀委員さん、ご意見ありませんか。
志賀委員	<p>私は官庁という機関に属しており、国有林という現場のある仕事をしています。四国森林管理局は、国有林を管理するために、計画をたてており、森林管理事務所はそのパイプ役をしています。川上から川下までの流通について、香川県や市町と協力しながら進めていきたいと思っています。</p> <p>また、せっかく森林があっても従事する人がいないと意味がないですから、林業事業者を増やすために、補助金等を使って周りが手助けし、林業を活性化させる必要があると思います。それによって、給料が安定していくのではないかと考えています。</p>

樋口会長	ありがとうございました。 他に、御意見ございませんでしょうか。
(全委員)	(意見なし)
樋口会長	特にないようでしたら、本日予定していた議事は全て終了いたしましたので、進行を司会にお返しします。
司会 (藤崎副課長)	以上をもちまして、香川県森林審議会を閉会します。 本日は長時間にわたり御審議いただきまして、ありがとうございました。